

相浦警察署協議会第3回会議議事概要

日 時	令和3年7月26日(月) 13時30分～15時00分
場 所	相浦警察署講堂
出 席 者	<p>1 協議会 内橋会長 千住委員 松瀬委員 松瀬委員 原口委員</p> <p>2 警察署 尾崎署長 松山交通課長 阿比留地域課長</p> <p>3 書記 警務係長</p>
会 議 の 状 況	<p>1 前回会議での協議会の意見に対する推進状況について 署長から、協議会からの提出意見である「子供や高齢者の交通事故防止対策の推進」について、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 子供の交通事故防止対策として、朝夕の通学時間帯に通学路における街頭監視活動、交通取締り及びパトカーによるレッド走行を実施した。</p> <p>(2) 高齢者の交通事故防止対策については、高齢者宅訪問活動及び街頭監視活動を通じて高齢者に交通安全指導を実施するとともに、高齢者安全・安心アドバイザー事業所に対して、高齢者に交通事故防止のためのワンポイントアドバイスを実施してもらうよう協力を依頼した。</p> <p>2 令和3年4月から6月までの業務重点推進結果について 署長から、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 地域住民の要望等を反映した活動の推進 ア 警察安全相談の適正処理の推進 イ 被害者のニーズに対応した被害者支援の推進</p> <p>(2) 犯罪の起きにくい社会づくり及び各種犯罪の未然防止と拡大防止対策の推進 ア 新入学時における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進 イ 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進 ウ 市民生活を脅かす生活環境事犯対策の推進</p> <p>(3) 身近な犯罪の徹底検挙及び特殊詐欺事件の検挙と発生防止 ア 身近な犯罪の徹底検挙 イ 特殊詐欺事件の検挙と発生防止</p> <p>(4) 交通死亡事故抑止対策の推進 ア 子供の交通事故防止対策 イ 高齢者の交通事故抑止対策の推進</p> <p>(5) 街頭活動の強化による安全・安心なまちづくりの推進 ア 街頭活動の強化による事件事故の抑止 イ 積極的な職務質問による各種犯罪の検挙</p> <p>(6) 有事に即応できる警備諸対策の推進 ア テロ等違法行為対策の推進 イ 自然災害への対応</p>

	<p>3 業務重点推進計画について 署長から、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 地域住民の要望等を反映した活動の推進 ア 警察安全相談の適正処理の推進 イ 被害者のニーズに対応した被害者支援の推進</p> <p>(2) 犯罪の起きにくい社会づくり及び各種犯罪被害の未然防止・拡大防止対策の推進 ア 夏休みにおける少年の非行防止の推進 イ 子供・女性が被害者となる各種犯罪の抑止対策の推進 ウ 高齢者を犯罪から守るための諸対策の推進</p> <p>(3) 身近な犯罪の徹底検挙及び特殊詐欺事件の検挙と発生防止 ア 身近な犯罪の徹底検挙 イ 特殊詐欺事件の検挙と発生防止</p> <p>(4) 交通死亡事故抑止対策の推進 ア 歩行者の道路横断時の交通事故防止 イ 飲酒運転根絶対策の推進</p> <p>(5) 夏期における地域安全活動の推進 ア 夏期における各種事故防止 イ 災害発生時における適切な初動対応</p> <p>(6) 有事に即応できる警備諸対策の推進 ア テロ等違法行為対策の推進 イ 自然災害への対応</p> <p>4 速度取締り指針の公表について 署長から、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 相浦警察署管内における交通事故実態 (2) 相浦警察署における速度取締り重点</p> <p>5 諮問テーマの設定について 署長から、協議会に対して次のとおり諮問テーマが設定され、次回協議会において答申されることとなった。</p> <p>(1) 諮問テーマ 高齢者の特殊詐欺被害防止方策について</p> <p>(2) 設定理由 本年中、相浦警察署管内において特殊詐欺事件を認知しているほか、架空請求の通知や還付金名目の不審電話等に関する相談も寄せられていることから、特に高齢者の特殊詐欺被害防止方策について意見を求めたものである。</p>
提出意見	<p>夏場における少年非行防止及び子供や女性を狙った犯罪の抑止対策の推進について 本格的な夏期を迎え、少年の非行事案や子供・女性を対象とした犯罪の発生が懸念されることから、その防止のための活動を推進してもらいたい。</p>